

令和 3 年 2 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 1号	令和3年度北九州市一般会計予算について	} 別冊
議案第 2号	令和3年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
議案第 3号	令和3年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
議案第 4号	令和3年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
議案第 5号	令和3年度北九州市渡船特別会計予算について	
議案第 6号	令和3年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 7号	令和3年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
議案第 8号	令和3年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
議案第 9号	令和3年度北九州市公債償還特別会計予算について	
議案第 10号	令和3年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
議案第 11号	令和3年度北九州市土地取得特別会計予算について	
議案第 12号	令和3年度北九州市駐車場特別会計予算について	
議案第 13号	令和3年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
議案第 14号	令和3年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
議案第 15号	令和3年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
議案第 16号	令和3年度北九州市介護保険特別会計予算について	
議案第 17号	令和3年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
議案第 18号	令和3年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 19号	令和3年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
議案第 20号	令和3年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第 21号	令和3年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	

議案第	22号	令和3年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について		
議案第	23号	令和3年度北九州市上水道事業会計予算について		
議案第	24号	令和3年度北九州市工業用水道事業会計予算について		
議案第	25号	令和3年度北九州市交通事業会計予算について		
議案第	26号	令和3年度北九州市病院事業会計予算について		
議案第	27号	令和3年度北九州市下水道事業会計予算について		
議案第	28号	令和3年度北九州市公営競技事業会計予算について		
議案第	29号	北九州市事務分掌条例の一部改正について	…	1
議案第	30号	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の一部改正について	…	4
議案第	31号	北九州市SDGs未来基金条例について	…	8
議案第	32号	法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	…	11
議案第	33号	北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	…	17
議案第	34号	北九州市介護保険条例の一部改正について	…	20
議案第	35号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	…	30
議案第	36号	北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について	…	40
議案第	37号	北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部改正について	…	43
議案第	38号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	60
議案第	39号	北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例について	…	64
議案第	40号	北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部改正について	…	67
議案第	41号	北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	…	73
議案第	42号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	80
議案第	43号	金山川調節池整備工事（2-1）請負契約締結について	…	89
議案第	44号	連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る吉富町との連携協約の締結に関する協議について	…	91

議案第 45号	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	… 99
議案第 46号	市有地の処分について	…102
議案第 47号	市有地の処分について	…105
議案第 48号	包括外部監査契約締結について	…107
議案第 49号	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第 50号	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第 51号	令和2年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第 52号	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 53号	令和2年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
議案第 54号	令和2年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第 55号	令和2年度北九州市産業用地整備特別会計補正予算について	
議案第 56号	令和2年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
議案第 57号	令和2年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 29 号

北九州市事務分掌条例の一部改正について

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 デジタル市役所推進室を新設するため、関係規定を改める必要がある
るので、この条例案を提出する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の次に次のように加える。

デジタル市役所推進室

（1） デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>危機管理室 略</p> <p><u>デジタル市役所推進室</u></p> <p><u>(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u></p> <p>略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>危機管理室 略</p> <p>略</p>

議案第 30 号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康
保険条例の一部改正について

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康保険条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、関係規定
を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市国民健康
保険条例の一部を改正する条例

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例
第43号)の一部を次のように改正する。

付則第10項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律
第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を
「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ
イルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に
伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症
をいう。以下この項において同じ。)」に改める。

(北九州市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一
部を次のように改正する。

付則第20項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律
第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型
コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス
(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染す
る能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう
。以下この項において同じ。)」に、「以下」を「付則第24項から第26
項までにおいて」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>付 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(感染症予防等業務手当の特例)</p> <p>10 この条例の適用の日から規則で定める日までの間、第1条の職員が、市長が定める場所において<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に對する業務で市長が定めるものに従事したときは、感染症予防等業務手当を支給する。</u></p> <p>11 略</p>	<p>付 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(感染症予防等業務手当の特例)</p> <p>10 この条例の適用の日から規則で定める日までの間、第1条の職員が、市長が定める場所において<u>新型コロナウイルス感染症（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に對する業務で市長が定めるものに従事したときは、感染症予防等業務手当を支給する。</u></p> <p>11 略</p>

北九州国民健康保険条例新戸对照表（第2条関係）

新	旧
<p>付 則</p> <p>1～19 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）</p> <p>20 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。次項並びに付則第24項及び第25項において同じ。）の支払を受けている被保険者（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（付則第24項から第26項までにおいて「患者等」という。）に限る。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3Hを経過した日から労務に服することができない期間（労務に服することを予定していなかった日を除く。付則第23項及び第24項において「支給対象期間」という。））、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>21～26 略</p>	<p>付 則</p> <p>1～19 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金）</p> <p>20 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等（健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。）をいう。次項並びに付則第24項及び第25項において同じ。）の支払を受けている被保険者（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に限る。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3Hを経過した日から労務に服することができない期間（労務に服することを予定していなかった日を除く。付則第23項及び第24項において「支給対象期間」という。））、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>21～26 略</p>

議案第 31 号

北九州市 SDG s 未来基金条例について

北九州市 SDG s 未来基金条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市 SDG s 未来都市計画に掲げる、人と環境の調和により、新たな産業を拓くこと、一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓くこと及び世界のモデルとなる持続可能なまちを拓くことに資する事業を実施するため、北九州市 SDG s 未来基金を設置する必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市SDGs未来基金条例

(設置)

第1条 北九州市SDGs未来都市計画に掲げる、人と環境の調和により、新たな産業を拓くこと、一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓くこと及び世界のモデルとなる持続可能なまちを拓くことに資する事業を実施するため、北九州市SDGs未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、第1条の事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(北九州市美しいまちづくり基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北九州市美しいまちづくり基金条例（昭和57年北九州市条例第27号）

(2) 北九州市中小企業技術開発振興基金条例（昭和58年北九州市条例第20号）

(3) 北九州市水と緑の基金条例（昭和61年北九州市条例第28号）

(4) 北九州市地域福祉振興基金条例（平成元年北九州市条例第19号）

議案第 3 2 号

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 法人の市民税の課税の臨時特例措置の期間を延長する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例（昭和51年北九州市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成33年9月30日」を「令和8年9月30日」に改め、「連結事業年度」を削り、「第321条の8第19項」を「第321条の8第31項」に改める。

第3条中「又は各連結事業年度分」を削る。

第4条第1項中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「次項及び第6項において」を「以下」に、「同法」を「法人税法（昭和40年法律第34号）」に、「第4条の7第1項」を「第4条の3第1項」に改め、「平成7年法律第105号）」の次に「第2条第5項」を加え、「又は各連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額に係る法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「平成33年9月30日」を「令和8年9月30日」に改める部分を除く。）、「第3条の改正規定、第4条第1項の改正規定（「同法」を「法人税法（昭和40年法律第34号）」に改める部分を除く。）及び同条第2項から第4項までの改正規定並びに次条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条ただし書に規定する規定による改正後の法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法

（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和51年10月1日から令和8年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）に終了する事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の8第31項の期間に係る法人の市民税の均等割の税率は、北九州市条例第85号。以下「市条例」という。）第15条第2項の規定にかかわらず、年につき、年につき、同項の表の第1号に掲げる法人については14万4,000円、同表の第2号に掲げる法人については14万4,000円、同表の第3号に掲げる法人については15万6,000円、同表の第4号に掲げる法人については18万円、同表の第5号に掲げる法人については19万2,000円、同表の第6号に掲げる法人については48万円、同表の第7号に掲げる法人については49万2,000円、同表の第8号に掲げる法人については210万円、同表の第9号に掲げる法人については360万円とする。</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第3条 特例期間内に終了する各事業年度分の法人の市民税の法人税割の税率は、市条例第22条の規定にかかわらず、100分の8.2とする。</p> <p>(法人税割に係る中小企業の負担の軽減)</p> <p>第4条 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）が1億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を右</p>	<p>(均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 昭和51年10月1日から平成33年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）に終了する事業年度、<u>連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の8第19項の期間に係る法人の市民税の均等割の税率は、北九州市条例第85号。以下「市税条例」という。）第15条第2項の規定にかかわらず、年につき、同項の表の第1号に掲げる法人については6万円、同表の第2号に掲げる法人については14万4,000円、同表の第3号に掲げる法人については15万6,000円、同表の第4号に掲げる法人については18万円、同表の第5号に掲げる法人については19万2,000円、同表の第6号に掲げる法人については48万円、同表の第7号に掲げる法人については49万2,000円、同表の第8号に掲げる法人については210万円、同表の第9号に掲げる法人については360万円とする。</u></p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第3条 特例期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の市民税の法人税割の税率は、市税条例第22条の規定にかかわらず、100分の8.2とする。</p> <p>(法人税割に係る中小企業の負担の軽減)</p> <p>第4条 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。次項及び第6項において同じ。）が1億円以下の法人又は資本金の額若し</p>

新	旧
<p>しない法人（<u>法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の3第1項</u>に規定する受託法人及び<u>保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項</u>に規定する相互会社を除く。）であって、かつ、各事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下である法人に対して課する各事業年度の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、<u>法第321条の8第1項</u>に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。</p> <p>3 市内と他の市町村において事務所又は事業所を有する法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額は、<u>法第321条の13</u>の規定により関係市町村に分割される前の額による。</p> <p>4 <u>法第321条の8第1項</u>に規定する法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>くは出資金の額を有しない法人（<u>同法第4条の7第1項</u>に規定する受託法人及び<u>保険業法（平成7年法律第105号）</u>に規定する相互会社を除く。）であって、かつ、各事業年度又は各連結事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額又は<u>個別帰属法人税額</u>が年1,000万円以下である法人に対して課する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.2分の2.2を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、<u>法第321条の8第1項</u>に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は<u>同条第4項</u>に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。</p> <p>3 市内と他の市町村において事務所又は事業所を有する法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は<u>個別帰属法人税額</u>は、<u>法第321条の13</u>の規定により関係市町村に分割される前の額による。</p> <p>4 <u>法第321条の8第1項</u>に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は<u>同条第4項</u>に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は<u>当該個別帰属法人税額</u>に係る<u>法第321条の8第4項</u>に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。</p> <p>5 略</p>

<p>新</p>	<p>6 略</p>
<p>旧</p>	<p>6 略</p>

議案第 33 号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「及び法」を「及び」に改め、同条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

新	旧
<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法第10条第4項 (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>5 法第10条第4項の規定による補正を行うところにより、補正書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法第10条第3項 (法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する条例で定める軽微な不備は、申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>5 法第10条第3項の規定による補正を行うところにより、補正書を市長に提出しなければならない。</p>

議案第 34 号

北九州市介護保険条例の一部改正について

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 介護保険料率を改定する等のため、関係規定を改める必要があるの
で、この条例案を提出する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「36,540円」を「39,240円」に改め、同項第2号中「51,150円」を「54,930円」に改め、同項第3号中「54,810円」を「58,860円」に改め、同項第4号中「65,770円」を「70,630円」に改め、同項第5号中「73,080円」を「78,480円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「84,040円」を「86,320円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を、「以下」の次に「この項において」を加え、「120万円」を「80万円」に改め、同号イ中「及び第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第12号中「153,460円」を「168,730円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号ア及びイ以外の部分中「146,160円」を「160,880円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号ア及びイ以外の部分中「127,890円」を「141,260円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号ア及びイ以外の部分中「109,620円」を「117,720円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「第11号イ」を「第12号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号ア及びイ以外の部分中「91,350円」を「98,100円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号ア及びイ以外の部分中「87,690円」を「94,170円」に改め、同号イ中「、第9号イ」を削り、「又は第11号イ」を「、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える

(7) 次のいずれかに該当する者 90,250円

ア 合計所得金額が80万円以上120万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第10条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を削る。

第11条第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第12条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

付則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

13 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

14 第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第6号アの改正規定（「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項

」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える部分に限る。）及び第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（保険料率に関する経過措置）

- 2 改正後の北九州市介護保険条例（第10条第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第10条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 39, 240円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 54, 930円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 58, 860円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 70, 630円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 78, 480円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 86, 320円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が等を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）が80万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第10条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 36, 540円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 51, 150円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 54, 810円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 65, 770円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 73, 080円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 84, 040円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

新	旧
<p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 90, 250円</u></p> <p>ア 合計所得金額が80万円以上120万円未満である者であり、かつ、<u>前查</u>号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 94, 170円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(9) 次のいずれかに該当する者 98, 100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が160万円以上210万円未満である者であり、かつ、前</p>	<p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>及び第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 87, 690円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第9号イ、第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 91, 350円</u></p> <p>ア 合計所得金額が160万円以上200万円未満である者であり、かつ、前</p>

新	旧
<p>各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(10)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>117,720円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(11)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>141,260円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p><u>(12)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>160,880円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p><u>(13)</u> 前各号のいずれにも該当しない者 <u>168,730円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第124条の2第1項に規定する保険料の減額賦</p>	<p>各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(9)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>109,620円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p><u>(10)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>127,890円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円以上400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p><u>(11)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>146,160円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p><u>(12)</u> 前各号のいずれにも該当しない者 <u>153,460円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第124条の2第1項に規定する保険料の減額賦</p>

新	旧
<p>課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、別記が定める。</p> <p>3 保険料の額は、前2項の保険料率により算定した額とする。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各納期に納付すべき保険料の額は、前条第3項の規定により算定した保険料の額を納期の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、最初の納期に係る額に合算するものとする。）とする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定の方法等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ若しくは第12号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者（保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割</p>	<p>課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、別記市長が定める。</p> <p>3 保険料の額は、前2項の保険料率により算定した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各納期に納付すべき保険料の額は、前条第2項の規定により算定した保険料の額を納期の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、最初の納期に係る額に合算するものとする。）とする。</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定の方法等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第10条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者（保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定</p>

新	旧
<p>りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と令第39条第1項第1号から第5号まで又は第10条第1項第6号から第12号までのいずれかかに規定する者として当該該当するに当たった日の属する月から月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 略</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第3号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定については、第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して待たし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p>	<p>した当該第1号被保険者に係る保険料の額と令第39条第1項第1号から第5号まで又は第10条第1項第6号から第11号までのいずれかかに規定する者として当該該当するに当たった日の属する月から月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>付 則</p> <p>1～11 略</p>

新	旧
<p><u>13 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>14 第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>	

議案第 35 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の減額に係る基準を変更する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは単親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの」に改め、同条各号を削る。

第9条第2項を削る。

第11条の2第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第20条第1項中「及び特定同一世帯所属者」の次に「（以下「世帯主等」という。）」を加え、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第2項中「世帯主並びに当該世帯上の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」を「世帯主等」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

て得た金額を加えた金額)」に改める。

第20条の2第1項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

付則第5項中「同条第1項中「総所得金額」の次に「及び」を加え、「」と、「同法」とあるのは「地方税法」を「及び」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の2第1項、第20条及び付則第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(被保険者としていない者)</p> <p>第4条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住戸型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としていない。</u></p> <p>(保健事業)</p> <p>第9条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金</p>	<p>(被保険者としていない者)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる者は、被保険者としていない。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住戸型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</u></p> <p>(2) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が定めるもの</u>(保健事業)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市は、<u>被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金</p>

新	旧
<p>額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定により同法第31条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第35条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第14号）第8条第2項（</p>	<p>額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第14号）第8条第2項（</p>

新	旧
<p>4号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第4項) 第20条第1項において同じ。)に規定する特例適用利等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等」の特例法という。)</p> <p>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p>	<p>同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。)に規定する特例適用利等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等」の特例法という。)</p> <p>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(保険料の減額)</p>	<p>(保険料の減額)</p>
<p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。)現在において世帯主並びに当該世帯上の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額</p>	<p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。)現在において世帯主並びに当該世帯上の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5</p>

新	旧
<p>額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第33条の2第1項又は第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第3条の3第5項に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の3第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額、<u>租税条約等又は施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額</u>をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度の被保険者均等割額及び世帯別均等割額を減額する。</u></p>	<p>項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2第6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額、<u>租税条約等又は施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額</u>及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度の被保険者均等割額及び世帯別均等割額を減額する。</u></p>

新	旧
<p>超える者に限る。)をいう。)の教及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>(以下当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期口現在において前項の規定による減額がされない<u>世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)</u>に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない</p>	<p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期口現在において前項の規定による減額がされない<u>世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及</u></p>

新	旧
<p>い場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等である場合における第11条の2第1項及び前条の規定の適用については、第11条の2第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額とする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(地方税法)と、前条第1項中「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、当該給与所得の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の100分の30に相当する金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(地方税法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(地方税法)とあるのは「所得の金額(地方税法)とあるのは「所得の金額(地方税法)とする。」と、 2 略 付 則 1～4 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の賦課の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所屬者</p>	<p>び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第20条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等である場合における第11条の2第1項及び前条の規定の適用については、第11条の2第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(地方税法)とあるのは「所得の金額(地方税法)とする。」と、 2 略 付 則 1～4 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の賦課の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所屬者</p>

新	旧
<p>が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）及び」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」とする。</p> <p>6～26 略</p>	<p>が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、同条第2項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」とする。</p> <p>6～26 略</p>

議案第 36 号

北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 普通公衆浴場の混浴の制限に係る措置の基準を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「10歳」を「7歳」に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

新	旧
<p>(普通公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 普通公衆浴場に係る措置の基準は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(5) ～ (22) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(普通公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 普通公衆浴場に係る措置の基準は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(5) ～ (22) 略</p> <p>3 略</p>

議案第 37 号

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部改正について

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 食品衛生法施行令等の一部改正に伴い、公衆衛生に与える影響が著しい営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例（平成12年北九州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づく」を「基づき」に、「第52条第1項及び福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号。以下「県条例」という。）第4条の規定による」を「第55条第1項の」に、「並びに県条例第6条第2項に規定する許可書の再交付の事務につき徴収する手数料」を「の事務に係る手数料（以下「手数料」という。）」に改める。

第4条中「第52条第1項の規定による営業」を「第55条第1項」に、「別表第1」を「別表」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第4条関係）

事務の種類	区分		金額
(1) 政令第35条第1号の営業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	新規のとき	1件につき16,000円
		更新のとき	1件につき12,000円
	露店営業又は仮設営業の場合	新規のとき	1件につき8,000円
		更新のとき	1件につき6,000円
	臨時営業の場合		1件につき2,300円
(2) 政令第35条第2号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合		1件につき9,600円
	更新の場合		1件につき7,200円
(3) 政令第35	新規の場合		1件につき9,600円

条第3号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき7,200円
(4) 政令第35条第4号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(5) 政令第35条第5号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(6) 政令第35条第6号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(7) 政令第35条第7号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(8) 政令第35条第8号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(9) 政令第35条第9号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(10) 政令第35条第10号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(11) 政令第35条第11号の営業の許可の申請に	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円

対する審査		
(12) 政令第35条第12号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(13) 政令第35条第13号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(14) 政令第35条第14号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(15) 政令第35条第15号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(16) 政令第35条第16号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(17) 政令第35条第17号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(18) 政令第35条第18号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(19) 政令第35条第19号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(20) 政令第3	新規の場合	1件につき16,000円

5条第20号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき12,000円
(21) 政令第35条第21号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(22) 政令第35条第22号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(23) 政令第35条第23号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(24) 政令第35条第24号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(25) 政令第35条第25号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(26) 政令第35条第26号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(27) 政令第35条第27号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(28) 政令第35条第28号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

対する審査		
(29) 政令第35条第29号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(30) 政令第35条第30号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(31) 政令第35条第31号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(32) 政令第35条第32号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する営業（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者が当該許可の有効期間の満了に際し引き続き当該営業について改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可を受けようとする場合における許可の申請に対する審査の事務に係る手数料は、改正後の別表各号に掲げる営業の許可の更新のとき又は更新の場合の金額とする。

北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準等に関する条例新旧対照表

参考

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準を定めるとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料（以下「手数料」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 法第55条第1項の許可の申請をしようとする者は、別表に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>(納付等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準を定めるとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条第1項及び福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号。以下「県条例」という。）第4条の規定による許可の申請に対する審査並びに県条例第6条第2項に規定する許可書の再交付の事務につき徴収する手数料に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、別表第1に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>第5条 県条例第4条の規定による営業の許可又は県条例第6条第2項の規定による許可書の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>(納付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

新

別表 (第4条関係)

事務の種類	区分	金額	
(1) 政令第35条第1号の営業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	1件につき16,000円	
	露店営業又は仮設営業の場合	新規のとき	1件につき8,000円
		更新のとき	1件につき6,000円
	臨時営業の場合	1件につき2,300円	
	(2) 政令第35条第2号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
(3) 政令第35条第3号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円	
	更新の場合	1件につき7,200円	
(4) 政令第35条第4号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円	
	更新の場合	1件につき7,200円	
(5) 政令第35	新規の場合	1件につき21,000円	

旧

別表第1 (第4条関係)

事務の種類	区分	金額	
(1) 政令第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	1件につき16,000円	
	露店営業又は仮設営業の場合	新規のとき	1件につき8,000円
		更新のとき	1件につき6,000円
	臨時営業の場合	1件につき2,300円	
	(2) 政令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	1件につき9,600円
(3) 政令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合	1件につき14,000円	
	更新のとき	1件につき10,500円	

新

条第5号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき15,700円
(6) 政令第35条第6号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(7) 政令第35条第7号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(8) 政令第35条第8号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(9) 政令第35条第9号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(10) 政令第35条第10号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

旧

(4) 政令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	更新のとき	1件につき	5,200円
	臨時営業の場合	1件につき	2,300円
	新規の場合	1件につき	14,000円
	更新の場合	1件につき	10,500円
(5) 政令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	常設営業の場合		
	新規のとき	1件につき	14,000円
	更新のとき	1件につき	10,500円
	露店営業又は仮設営業の場合		
(6) 政令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	新規のとき	1件につき	7,000円
	更新のとき	1件につき	5,200円
	臨時営業の場合	1件につき	2,300円
	新規の場合	1件につき	21,000円
(7) 政令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき	15,700円
	新規の場合	1件につき	21,000円

新

(11) 政令第35条第11号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(12) 政令第35条第12号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(13) 政令第35条第13号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(14) 政令第35条第14号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(15) 政令第35条第15号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(16) 政令第35条第16号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円

旧

(8) 政令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(9) 政令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(10) 政令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(11) 政令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(12) 政令第35条第12号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(13) 政令第35条第13号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

新

対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
(17) 政令第3 5条第17号の営 業の許可の申請に 対する審査	更新の場合	1件につき15,700円
(18) 政令第3 5条第18号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(19) 政令第3 5条第19号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(20) 政令第3 5条第20号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(21) 政令第3 5条第21号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(22) 政令第3 5条第22号の営	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円

旧

可の申請に対する 審査	新規の場合	1件につき9,600円
(14) 政令第3 5条第14号の魚 介類販売業の許可 の申請に対する審 査	更新の場合	1件につき7,200円
(15) 政令第3 5条第15号の魚 介類売りやり営業 の許可の申請に対 する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(16) 政令第3 5条第16号の魚 肉練り製品製造業 の許可の申請に対 する審査	常設営業の場合 新規のとき 更新のとき	1件につき16,000円 1件につき12,000円
	仮設営業の場合 新規のとき 更新のとき	1件につき8,000円 1件につき6,000円
(17) 政令第3 5条第17号の食 品の冷凍又は冷蔵 業の許可の申請に	臨時営業の場合 新規の場合 更新の場合	1件につき2,300円 1件につき21,000円 1件につき15,700円

新		旧	
業の許可の申請に 対する審査		対する審査	
(23) 政令第3 5条第23号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合 更新の場合	(18) 政令第3 5条第18号の食 品の放射線照射業 の許可の申請に対 する審査	新規の場合 更新の場合
	1件につき14,000円 1件につき10,500円		1件につき21,000円 1件につき15,700円
(24) 政令第3 5条第24号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合 更新の場合	(19) 政令第3 5条第19号の清 涼飲料水製造業の 許可の申請に対す る審査	新規の場合 更新の場合
	1件につき14,000円 1件につき10,500円		1件につき21,000円 1件につき15,700円
(25) 政令第3 5条第25号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合 更新の場合	(20) 政令第3 5条第20号の乳 酸菌飲料製造業の 許可の申請に対す る審査	新規の場合 更新の場合
	1件につき21,000円 1件につき15,700円		1件につき14,000円 1件につき10,500円
(26) 政令第3 5条第26号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合 更新の場合	(21) 政令第3 5条第21号の水 雪製造業の許可の 申請に対する審査	新規の場合 更新の場合
	1件につき21,000円 1件につき15,700円		1件につき21,000円 1件につき15,700円
(27) 政令第3 5条第27号の営 業の許可の申請に 対する審査	新規の場合 更新の場合	(22) 政令第3 5条第22号の水 雪販売業の許可の	新規の場合 更新の場合
	1件につき21,000円 1件につき15,700円		1件につき14,000円 1件につき10,500円
(28) 政令第3	新規の場合		
	1件につき21,000円		

新

5条第28号の営業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき15,700円
(29) 政令第35条第29号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき14,000円
	更新の場合	1件につき10,500円
(30) 政令第35条第30号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(31) 政令第35条第31号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき9,600円
	更新の場合	1件につき7,200円
(32) 政令第35条第32号の営業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円

旧

申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
(23) 政令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	更新の場合	1件につき15,700円
(24) 政令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき21,000円
	更新の場合	1件につき15,700円
(25) 政令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(26) 政令第35条第26号のしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円
(27) 政令第35条第27号のソ	新規の場合	1件につき16,000円
	更新の場合	1件につき12,000円

新

旧

一 類製造業の許可の中請に対する審査 (28) 政令第35条第28号の酒類製造業の許可の中請に対する審査	新規の場合	1件につき	16,000円
	更新の場合	1件につき	12,000円
(29) 政令第35条第29号の豆腐製造業の許可の中請に対する審査	新規の場合	1件につき	14,000円
	更新の場合	1件につき	10,500円
(30) 政令第35条第30号の納豆製造業の許可の中請に対する審査	新規の場合	1件につき	14,000円
	更新の場合	1件につき	10,500円
(31) 政令第35条第31号の麵類製造業の許可の中請に対する審査	新規の場合	1件につき	14,000円
	更新の場合	1件につき	10,500円
(32) 政令第35条第32号のそらざい製造業の許可の中請に対する	新規の場合	1件につき	21,000円
	更新の場合	1件につき	15,700円

新

旧

審査 (33) 政令第3 5条第33号の缶 詰又は瓶詰食品製 造業の許可の申請 に対する審査	新規の場合	1件につき 21,000円
	更新の場合	1件につき 15,700円
(34) 政令第3 5条第34号の添 加物製造業の許可 の申請に対する審 査	新規の場合	1件につき 21,000円
	更新の場合	1件につき 15,700円

新

旧

別表第2 (第5条関係)

事務の種類	区分	金額
(1) 県条例第4条第1号のところでん製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 2,900円
	更新の場合	1件につき 2,200円
(2) 県条例第4条第2号のおきうと製造業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 2,900円
	更新の場合	1件につき 2,200円
(3) 県条例第4条第3号に規定する豆腐、ところめん、おきうと、めん類(乾めんを除く)、生あん、そうざい、魚肉練り製品又はアイスクリーム類の販売業の許可の申請に対する審査	新規の場合	1件につき 1,500円
	更新の場合	1件につき 1,300円
(4) 県条例第4条第4号に規定す	新規の場合	1件につき 900円
	更新の場合	1件につき 700円

新

旧

る豆腐、ところてん、おきうと、めん類（乾めんを除く）、生あん、そうざい、魚肉練り製品又はアイスクリーム類の行商の許可の申請に対する審査

(5) 県条例第4条第5号の魚介類行商の許可の申請に対する審査

(6) 県条例第6条第2項の許可書の再交付

新規の場合

更新の場合

1件につき

1件につき

800円

600円

1件につき

—

300円

議案第 38 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立おぐまの保育所ほか 2 施設を廃止するため、関係規定を
改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

〃 今町〃	〃 小倉北区今町 二丁目13番9号	を
〃 おぐまの〃	〃 〃 新高 田一丁目10番3号	

〃 今町〃	〃 小倉北区今町 二丁目13番9号	に、
----------	----------------------	----

〃 畑〃	〃 若松区大谷町 3番1号	を
〃 古前〃	〃 〃 古前一 丁目28番17号	

〃 畑〃	〃 若松区大谷町 3番1号	に、
---------	------------------	----

〃 堂山〃	〃 八幡東区枝光 四丁目15番1号	を
〃 八幡東さくら〃	〃 〃 祇園 一丁目5番1号	

〃 堂山〃	〃 八幡東区枝光 四丁目15番1号	に
----------	----------------------	---

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新				旧					
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)					
施設の種別	目的又は事業	名称	位置	施設の種別	目的又は事業	名称	位置		
保育所				保育所					
略				略					
略				略				〃	小倉北区今町
								〃	二丁目13番9号
								〃	新高
略				略				〃	おぐまの
								〃	田一丁目10番3号
								〃	若松区大谷町
略				略				〃	畑
								〃	3番1号
								〃	古前
略				略				〃	古前
								〃	丁目28番17号
								〃	八幡東区枝光
略				略				〃	堂山
								〃	四丁目15番1号
								〃	祇園
略				略				〃	八幡東さくら
								〃	一丁目5番1号
								〃	略

議案第 39 号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例について

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載された、中小企業融資信用保証料補填事業を実施するため、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置する必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金
条例

(設置)

第1条 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に記載された、中小企業融資信用保証料補填事業を実施するため、北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、交付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、予算の定めるところによりその残額を国庫に納付するものとする。

議案第 40 号

北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部改正について

北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設に係る道路占用料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する

。

北九州市道路占用料徴収条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

(北九州市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 北九州市道路占用料徴収条例(昭和39年北九州市条例第133号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	を
-------------------	------------------	--------	---

」

「

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5円	に
			その他のもの		16円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,300円		
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	800円		
		地下に設けるもの		480円		
	その他のもの			1,200円		

」

改める。

（北九州市自動車駐車場条例の一部改正）

第2条 北九州市自動車駐車場条例（平成5年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

		新		旧	
別表（第2条関係）		略		略	
占用物件		単位	金額	単位	金額
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	地下に設けるもの	5円	長さ1メートルにつき1年	1,200円
	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	16円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱:その他の柱類	1本につき1年	1,300円	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
		その他のもの	800円		
		地下に設けるもの	480円		

新	旧										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 152 347 398">その他のもの</td> <td data-bbox="284 398 347 651">1,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 152 403 398">略</td> <td data-bbox="347 398 403 651">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 152 464 398">略</td> </tr> </table> <p data-bbox="475 152 507 398">備考 略</p>	その他のもの	1,200円	略	略	略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 1115 347 1361">略</td> <td data-bbox="284 1361 347 1615">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="347 1115 403 1361">略</td> </tr> </table> <p data-bbox="475 1115 507 1361">備考 略</p>	略	略	略	
その他のもの	1,200円										
略	略										
略											
略	略										
略											

北九州市自動車駐車場条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車駐車場 法第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車駐車場 法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

議案第 4 1 号

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 道路構造令の一部改正に伴い、県道及び市道の構造の技術的基準に歩行者利便増進道路に関する基準を加える等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

北九州市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年北九州市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第44条」を「第45条」に改める。

第4条第5項ただし書中「第31条の2」を「第34条」に改める。

第30条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第38条第3項中「消化施設」を「消火施設」に改める。

第40条中「前条まで」の次に「（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）」を加え、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、「（第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。）」を削る。

第41条中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第43条第5項中「第41条まで」の次に「（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）」を加え、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、「（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）」を削る。

第44条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第3条 法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から第45条までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、<u>第34条の規定により市道に狭帯部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</u></p> <p>(立体交差)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに令第42条第1項において準用する令第12条の規定は、適用しない。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、</p>	<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第3条 法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次条から第44条までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、<u>第31条の2の規定により市道に狭帯部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</u></p> <p>(立体交差)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに令第41条第1項において準用する令第12条の規定は、適用しない。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、</p>

新	旧
<p>自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものとする。</p> <p>(トンネル)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。</p> <p>(付帯工事等の特例)</p> <p>第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで(第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第10条第</p>	<p>柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(トンネル)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。</p> <p>(付帯工事等の特例)</p> <p>第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで並びに令第41条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定(第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(区分が変更される道路の特例)</p> <p>第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第10条第</p>

新	旧
<p>1 項及び第2 項、第1 1 条第3 項、第1 2 条第1 項、第2 項及び第4 項、第1 4 条第1 項、第1 5 条第1 項、第1 8 条、第1 9 条、第2 0 条第1 項、第2 2 条、第2 4 条第2 項、第2 5 条第3 項、第2 9 条第3 項、第3 2 条並びに第3 4 条並びに令第3 条第4 項及び第5 項並びに第4 2 条第1 項において準用する令第4 条及び第1 2 条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす、</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第4 3 条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4 条から第4 1 条まで(自転車歩行者専用道路にあつては、第1 3 条を除く。)及び前条第1 項並びに令第3 条並びに第4 2 条第1 項において準用する令第4 条、第1 2 条及び第3 5 条第2 項から第4 項までの規定は、適用しない。</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第4 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第4 条から第1 2 条まで、第1 4 条から第4 1 条まで及び第4 2 条第1 項並びに令第3 条並びに第4 2 条第1 項において準用する令第4 条、第1 2 条及び第3 5 条第2 項から第4 項までの規定は、適用しない。</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p>	<p>1 項及び第2 項、第1 1 条第3 項、第1 2 条第1 項、第2 項及び第4 項、第1 4 条第1 項、第1 5 条第1 項、第1 8 条、第1 9 条、第2 0 条第1 項、第2 2 条、第2 4 条第2 項、第2 5 条第3 項、第2 9 条第3 項、第3 2 条並びに第3 4 条並びに令第3 条第4 項及び第5 項並びに第4 1 条第1 項において準用する令第4 条及び第1 2 条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす、</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第4 3 条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4 条から第4 1 条まで及び前条第1 項並びに令第3 条並びに第4 1 条第1 項において準用する令第4 条、第1 2 条及び第3 5 条第2 項から第4 項までの規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第1 3 条を除く。)は、適用しない。</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第4 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第4 条から第1 2 条まで、第1 4 条から第4 1 条まで及び第4 2 条第1 項並びに令第3 条並びに第4 1 条第1 項において準用する令第4 条、第1 2 条及び第3 5 条第2 項から第4 項までの規定は、適用しない。</p>

新	旧
<p>第4.5条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</p> <p>（道路標識の寸法）</p> <p>第4.6条 略</p> <p>（立体交差とすることを要しない場合）</p> <p>第4.7条 略</p>	<p>（道路標識の寸法）</p> <p>第4.5条 略</p> <p>（立体交差とすることを要しない場合）</p> <p>第4.6条 略</p>

議案第 4 2 号

北九州市都市公園、壺園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、壺園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 夜宮公園駐車施設の利用料金の上限額を設定する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、壺園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、壺園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項中「、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園」を削り、「及び旧安川邸」を「、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」に改める。

別表第1の2の到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削り、同表中

「

旧安川邸	人場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	を
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1回	200円	100円	

」

「

旧安川邸	人場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	に
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1回	200円	100円	
夜宮公園駐車	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)		1,000円	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところ	

」

施設				るによる。
	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり600円	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。

改める。

別表第6中

「	折尾駅西自転車駐車場	」	八幡西区折尾四丁目1番	を
「	折尾駅北自転車駐車場	」	八幡西区折尾二丁目1番	に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第2項の改正規定(「、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園」を削る部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る部分に限る。)
規則で定める日

(2) 第36条の2第2項の改正規定(「及び旧安川邸」を「、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設」に改める部分に限る。)及び別表第1の2の改正規定(到津の森遊具広場の項及び到津の森ふれあい動物園の項を削る改正規定を除く。)
規則で定める日

(3) 別表第6の改正規定
規則で定める日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた夜宮公園駐車施設に係る改正後の北九州市都市公園、壺園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手続に相当する手続は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

新	旧
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、<u>旧安川邸及び夜宮公園駐車施設</u>の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があるとき、市長が適当と認めるときは、市長が適当と認められたものに限りに限り、当該申請をすることができ。</p> <p>3 略</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2 到津の森公園、到津の森遊具広場、<u>到津の森ふれあい動物園</u>、<u>到津の森公園駐車施設</u>、ひびき動物ワールド及び<u>旧安川邸</u>の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があるとき、市長が適当と認めるときは、市長が適当と認められたものに限りに限り、当該申請をすることができ。</p> <p>3 略</p>

新

別表第1の2 (第11条の2関係)

施設の種類の等	金額	備考
略		

旧

別表第1の2 (第11条の2関係)

施設の種類の等	金額	備考
略		
到津の森遊具広場	遊具利用料	1人1回
	サイクルモノレール	円 200
	ミニモノレール	200
	メリーゴーラウンド	200
	子供汽車	200
	汽車型連絡バス	100
到津の森ふれあ	騎乗料	1人1回
	ボニー	円 300
	ワバ	200

新

旧

旧 安川 邸		区分		一般		小学校の児童及び 中学校の生徒		
		個人	1人	260円	130円	団体(25人以上)	1回	100円
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回(1回以内)	1,000円	大型自動車及び 中型自動車の区 分は、改正前の 道路交法第3 条に規定すると ころによる。				1 普通自動車 とは、改正前 の道路交法 第3条に規定 する普通自動
	普通自動車	1台につき 30分又は その端数ご とに	100円。ただし、1日 に連続して3時間を超え て駐車したときは、1日 当たり600円					

旧 安川 邸		区分		一般		小学校の児童及び 中学校の生徒		
		個人	1人	260円	130円	団体(25人以上)	1回	100円
い動物園								

新	IR				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 150 336 725"></td> <td data-bbox="280 725 336 1115"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1115 336 1500"> 車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。 </td> <td data-bbox="280 1500 336 2076"></td> </tr> </table>	車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。	
車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="569 150 687 725"></td> <td data-bbox="569 725 687 1115"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="569 1115 687 1500"></td> <td data-bbox="569 1500 687 2076"></td> </tr> </table>		

注 略

注 略

新	旧																
<p>別表第6 (第30条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1603 339 2045">名称</th> <th data-bbox="284 1167 339 1603">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 1603 395 2045">略</td> <td data-bbox="339 1167 395 1603">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1603 451 2045">" 折尾駅北自転市駐市場</td> <td data-bbox="395 1167 451 1603">" 八幡西区折尾二丁目1番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1603 520 2045">略</td> <td data-bbox="451 1167 520 1603">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	" 折尾駅北自転市駐市場	" 八幡西区折尾二丁目1番	略	略	<p>別表第6 (第30条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 640 339 1081">名称</th> <th data-bbox="284 203 339 640">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 640 395 1081">略</td> <td data-bbox="339 203 395 640">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 640 451 1081">" 折尾駅西自転市駐車場</td> <td data-bbox="395 203 451 640">" 八幡西区折尾四丁目1番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 640 520 1081">略</td> <td data-bbox="451 203 520 640">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	" 折尾駅西自転市駐車場	" 八幡西区折尾四丁目1番	略	略
名称	位置																
略	略																
" 折尾駅北自転市駐市場	" 八幡西区折尾二丁目1番																
略	略																
名称	位置																
略	略																
" 折尾駅西自転市駐車場	" 八幡西区折尾四丁目1番																
略	略																

議案第 43 号

金山川調節池整備工事（2-1）請負契約締結について
金山川調節池整備工事（2-1）請負契約を次のとおり締結する。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 金山川調節池整備工事（2-1）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 金山川調節池整備工事（2-1）
- 2 契 約 金 額 14億7,408万5,971円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方 若築・白海共同企業体
代表者 北九州市若松区浜町一丁目4番7号
若築建設株式会社北九州営業所
所長 瀬戸口常秋
構成員 北九州市若松区響町三丁目1番33号
株式会社白海
代表取締役 上野世志史

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 4 4 号

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る吉富町との連携協約
の締結に関する協議について

吉富町との協議により、次のとおり連携協約を締結する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を吉富町と締結するため、同町と協議する必要があるので、同条第 3 項の規定により、この案を提出する。

記

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約

北九州市（以下「甲」という。）及び吉富町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市宣言を行った甲及び当該連携中枢都市宣言に賛同した乙が相互に役割を分担し、連携を図ることにより、連携中枢都市圏北九州都市圏域（以下「圏域」という。）を形成し、もって圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる取組について連携することとし、当該取組の内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（1） 経済成長のけん引に係る取組

（2） 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組

（3） 生活関連機能サービスの向上に係る取組

（事務執行及び費用負担等）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組に係る事務の執行に当たっては、相互に協力し、及び補完し合うものとする。

2 前条に規定する取組について、法第252条の14の規定による事務の委託又は法第252条の16の2第1項に規定する事務の代替執行により事務処理を行う場合は、別途、法に基づく規約の作成等の手続を行うものとする。

3 前条に規定する取組に係る費用負担等については、甲乙協議の上、次条の北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンにおいて定めるものとする。

（北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定）

第5条 甲は、圏域の中長期的な将来像及び取組の期間を示す北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定するものとする。

（協議）

第6条 甲及び乙は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うこととする。

附 則

この協約は、協約締結の日から効力を生ずるものとする。

別表第1（第3条関係）

経済成長のけん引に係る取組の内容及び役割分担

取組内容		甲の役割	乙の役割
経済戦略の策定	圏域全体の経済成長をけん引するため、北九州地域連携懇談会を開催し、圏域の成長戦略である北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理等を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
戦略産業の育成	圏域における戦略産業の特定、産業クラスターの形成、創業促進など、圏域全体の産業力強化に関する取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の資源を活用し、販路開拓など圏域における経済の活性化に資する取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
戦略的な観光施策	圏域内外からの観光客の誘致のほか、圏域内での交流人口の増加に取り組む。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
その他経済成長のけん引に係る取組	圏域への新しい人の流れをつくるための取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。

別表第2（第3条関係）

高次の都市機能の集積及び強化に係る取組の内容及び役割分担

取組内容	甲の役割	乙の役割
------	------	------

高度な医療サービスの提供	圏域住民の医療需要に対応するため高度急性期医療等の提供を図る。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。
圏域の中心拠点の整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化	圏域の中心拠点である小倉駅周辺のにぎわいを創出するための整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化に向けた取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。
高等教育及び研究開発の環境整備	圏域に集積する自動車関連企業の需要に応じるため、産業人材育成の強化を図る。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。
その他高次の都市機能の集積及び強化に係る取組	北九州空港の機能拡充及び利用促進を図り、人的交流、物流及び産業の拠点化を推進する。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

別表第3（第3条関係）

生活関連機能サービスの向上に係る取組の内容及び役割分担

（1）生活機能の強化に係る政策分野

取組内容		甲の役割	乙の役割
地域医療	高齢者の在宅医療及び在宅介護の推進など、圏域の需要に応じた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

介護	圏域の高齢者支援のネットワークをつなぐ取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
福祉	子育て環境の充実その他の圏域の福祉向上に向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
教育、文化及びスポーツ	図書館の広域利用、大学による学習の場の提供及びスポーツ活動の機会の充実に向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地域振興	若者及び女性の就労支援、農業振興、地域課題解決に向けた研究など、地域振興に関する取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
災害対策	消防業務の効率化に向けた検討を行うとともに、広域的な観点からの災害対策の推進を図る。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
環境	圏域全体の環境保全及び循環型社会の構築に向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
上下水道	上下水道分野の広域連携に向けた検討を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

(2) 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行う。	乙の取組に協力する。	取組を主体的に推進する。
情報通信技術インフ	多様な分野において情報通信技術の効果的な利活用の促進を図る。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

ラの整備			
交通インフラの整備及び維持	広域的な地域の連携を促す道路ネットワークづくりのための取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地産地消	圏域内での地産地消を推進するための取組を検討し、実施する。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
交流及び移住の促進等	圏域への移住及び定住に向けた取組、地域間の相互理解を深める取組など、地域の活性化に資する取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組内容		甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域の市町職員の能力向上を図るための研修等を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
圏域の市町職員の交流	圏域の市町職員の交流を図るための事業を共同で行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る取組	圏域のマネジメント能力の強化又は事務執行の効率化を図るための事業を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4～7 略

議案第 45 号

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更
に関する同意について
基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意する

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款
の変更について同公社から同意を求められたので、地方道路公社法第 5 条第
6 項の規定により、この案を提出する。

記

令和 3 年 1 月 27 日付福北総第 120 号をもって同意を求められた別記の福
岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款の変更につ
いては、同意する。

別記

変更前

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,246億3,060万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,123億1,530万円
福岡市	835億6,750万円
北九州市	287億4,780万円

変更後

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,247億3,260万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,123億6,630万円
福岡市	836億1,850万円
北九州市	287億4,780万円

参 考

地方道路公社法（抜粋）

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

（1）～（7） 略

（8） 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

（9） 略

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 略

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第46号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和3年2月24日提出

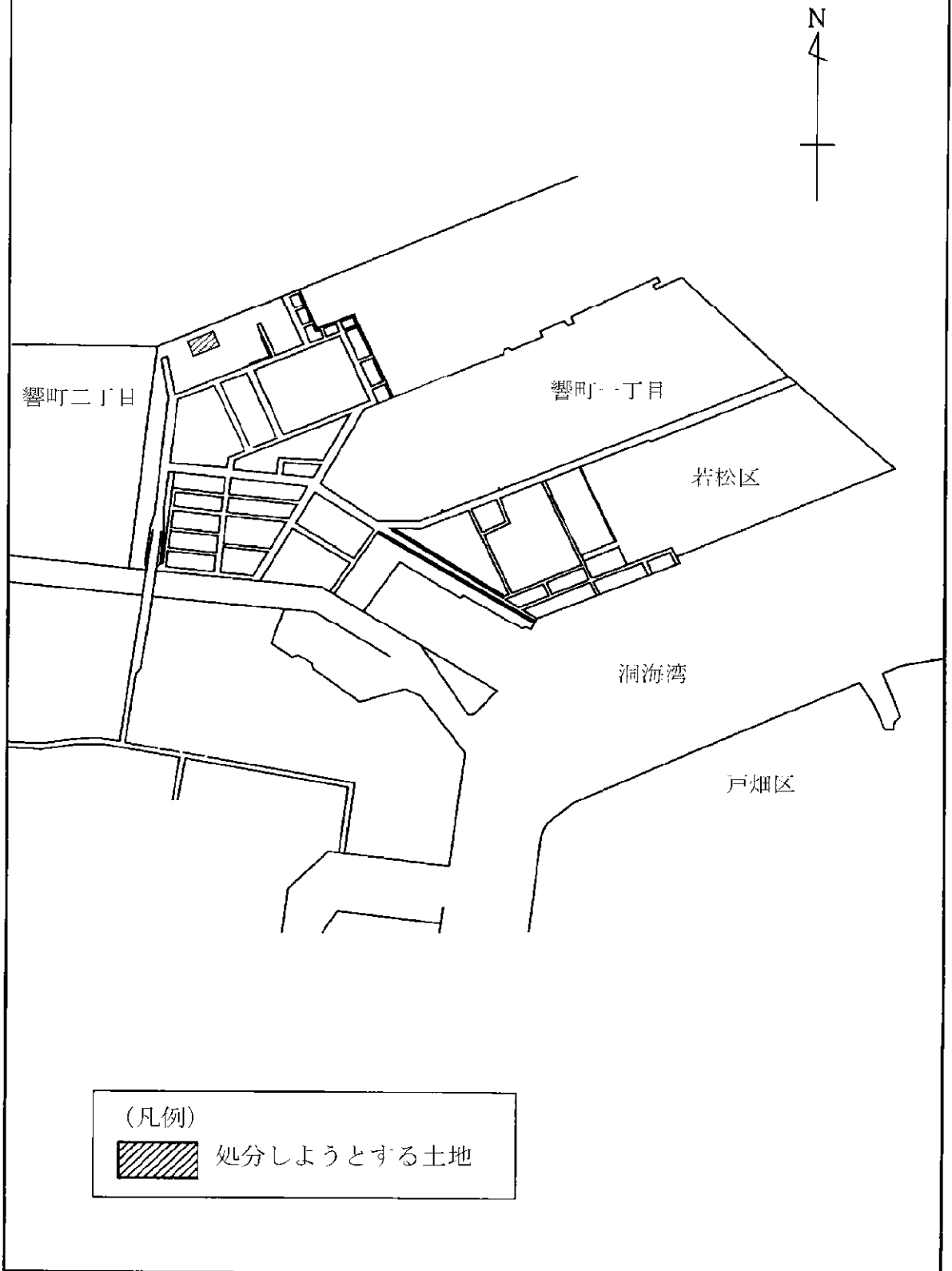
北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 若松区響町一丁目に所在する市有地を工場用地及び倉庫用地として
売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
宅地
若松区響町一丁目110番1
- 2 土地の面積
2万2,302.31平方メートル
- 3 売払い予定金額
4億2,374万3,890円

処分土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 47 号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和 3 年 2 月 24 日提出

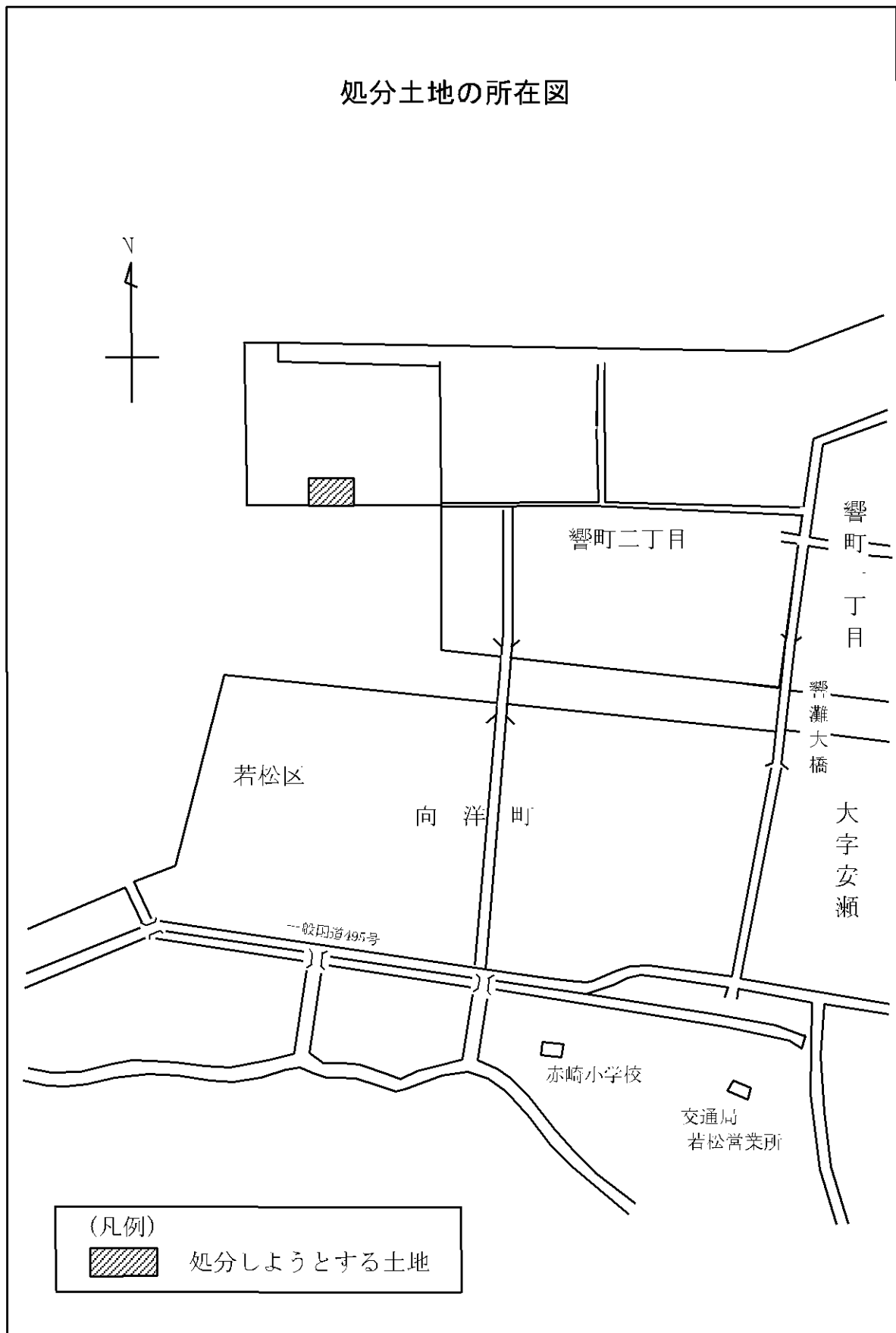
北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 若松区響町二丁目に所在する市有地を埠頭^ふ用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
若松区響町二丁目 1 2 番 2
- 2 土地の面積
1 万 8, 0 0 0 平方メートル
- 3 売払い予定金額
3 億 5, 8 2 0 万円

処分土地の所在図



議案第 48 号

包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 3
6 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 3 年 4 月 1 日

3 契約金額

1,629 万 6,296 円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

5 契約の相手方及びその資格

北九州市戸畑区一枝一丁目 6 番 32 号

小島智也

公認会計士

参 考

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（1） 略


（2） 政令で定める市

2～8 略

地方自治法施行令（抜粋）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。